

償却資産(固定資産税)申告の手引き

「償却資産」とは

会社・個人の方が事業用に使用している土地・家屋以外の資産（※1）（構築物、機械装置、器具備品等）です。償却資産は、固定資産税の課税対象（※2）となります。

※1 減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入される資産。ただし、無形減価償却資産や自動車税課税客体等申告の対象とならない資産もあります。

※2 評価額（課税標準額）の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

償却資産を所有している場合は

地方税法第383条で、個人・法人いずれも毎年1月1日現在で所有する償却資産について、所在、種類、数量、取得価格などを償却資産所在地の市町村長に申告しなければならないとされています。

償却資産の申告のお願い

この手引きをご確認いただき、償却資産申告書に必要事項を記入のうえ、申告期限内に申告いただきますようお願いいたします。

申告期限 1月31日

三 春 町

【目次】

1	償却資産について	1～4
2	償却資産の申告について	5～6
3	償却資産の評価と課税について	6～7
4	実地調査ご協力のお願い	7
5	過年度への遡及等について	7
6	国税等の主な違い	8
7	償却資産に関するQ&A	9～10
8	減価残存率表	11

【資料】申告書の記載例

1 償却資産について

(1) 償却資産の種類

種類			主な具体例
1 構築物	構築物	貯水池、舗装道路、門、塀、フェンス、庭園その他緑化施設、鉄塔、広告塔、野立看板、街路灯、移動式組立ハウス、自転車置き場 など ※3ページ 「(4) 土地と償却資産の区分表」を参照ください。	
	建物付属設備	屋外給排水設備、屋外浄化槽、受変電設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、業務用設備、屋外照明設備、簡易間仕切、内装、内部造作 など ※3~4ページ 「(5) 家屋と償却資産の区分表」を参照ください。	
2 機械及び装置	工作機械、搬送設備、製造機械設備、発電設備（ソーラーパネル等含む）、印刷機械、クリーニング設備、大型特殊自動車のうち自走式作業用機械（※） など ※トラッククレーン、ロードローラー、ブルドーザー、ショベルローダー等		
3 船舶	ボート、漁船、遊覧船、客船、貨物船など		
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など		
5 車両及び運搬具	貨車、客車、台車、大型特殊自動車（自動車登録番号の分類番号が「0、〇〇から〇9 及び〇〇〇から〇99」、「9、9〇から99及び9〇〇から999」の車両） など ※自動車税、軽自動車税の対象となる車両は償却資産の対象となりません。		
6 工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、音響機器、冷暖房用機器、通信用機器、自動販売機、測定・検査工具、取付工具、金型、木型、ドリル、カッター、ネオンサイン、看板、金庫、事務机、いす、キャビネット、応接セット、陳列棚、カーテン など		

(2) 業種別の償却資産の具体例（主なもの）

業種	主な具体例
共通	路面舗装、門、塀、広告設備、基礎のない物置、受変電・自家用発電設備、中央監視装置、屋外給排水ガス設備、内装（テナントが施工したもの）、壁掛けルームエアコン など
一般事業（事務所）	ロッカー、キャビネット、パソコン、コピー機、応接セット、金庫、LAN 設備等
小売業	ショーウィンドウ、陳列ケース、冷蔵庫、レジスター、冷暖房機 など
飲食店業	カウンター、厨房用具、冷蔵冷凍庫、室内装飾品、放送設備 など
理容・美容業	洗面設備、理美容椅子、消毒殺菌器、応接セット など
製造業	受変電設備、蓄電設備、発電設備（ソーラーパネル含む）、各種製造用機械設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型フォークリフト、発電機、碎石機 など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、モーター、ミシン など
ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備 など
ガソリン給油業	地下タンク、ガソリン計量器、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、構内舗装 など
自動車修理業	旋盤、プレス、リフト、チェーンブロック、カーワッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、オイルクリーナー、塗装設備、万力・グラインダー・ドリル等の各種工具 など
農業・畜産業	サイロ、ビニールハウス、乾燥機、草刈機、搾乳機、田植機（軽自動車税の課税客体を除く）、代掻きハロー など
医療・薬局等	陳列ケース、ベッド、薬品戸棚、エックス線装置、手術機器、ファイバースコープ、心電計、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、光学検査機器、保育器、顕微鏡、冷蔵庫 など
不動産賃貸（アパート等）駐車場	駐車場舗装、擁壁、門、塀・緑化施設などの外構工事、街路灯、自転車置場、駐車場用機械設備、消火器、集合郵便受け、中央監視制御装置、その他屋外の設備 など
娯楽業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場設備など

(3) 対象資産

○申告の対象となる資産（申告が必要です）	
○	稼働を休止しているが、事業の用に供することができる状態にある遊休資産
○	すでに完成しているが、まだ稼働していない状態にある未稼働資産
○	耐用年数を経過しても、引き続き使用している資産
○	帳簿に記載されていない、簿外資産
○	建設仮勘定で経理されているが、すでに事業の用に供することができる部分
○	所有権留保付売買資産で、販売代金が完済されていないものであっても、買主がすでに事業の用に供している資産
○	自動車税の課税客体とならない、大型特殊自動車
○	償却資産の価格増加のため追加的に支出される改良費（本体部分とは別に申告）
○	福利厚生の用に供するもの
○	使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの（※1）
○	中小企業者等が、取得価額30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法の規定を適用し、即時償却した資産（※2）

×申告の対象とならない資産（申告は不要です）	
×	漁業権、特許権、営業権、ソフトウェアなどの無形減価償却資産
×	自動車税、軽自動車税の課税客体となる資産
×	商品、貯蔵品などの棚卸資産
×	開業費などの繰延資産
×	耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満で一時に損金に算入する資産（※3）
×	取得価額が20万円未満で事業年度ごとに一括して3年間で償却を行う資産（※4）
×	牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を除く）

（※1）～（※4）少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

このため、租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産については、償却資産の申告の対象となります。

償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
（※1）個別減価償却	○申告必要	○申告必要	○申告必要	○申告必要
（※2）中小企業特例	○申告必要	○申告必要	○申告必要	
（※3）一時損金算入	×申告不要			
（※4）3年一括償却	×申告不要	×申告不要		

(4) 土地と償却資産の区分表

土木工事の種類	設備の内容	土地	償却
外構	岸壁、橋、桟橋、ドック、軌道（レール、枕木、砂利を含む）、貯水池、坑道、舗装道路、舗装路面（工場の構内、作業広場、駐車場、飛行場の滑走路、誘導路等の舗装部分）、砂利道（路面）、庭園、緑化施設、人工芝、門、塀等		○
土工	地盛、埋立て、地ならし、切土、造成、改良等で土地の取得価額に含まれる資産	○	

(5) 家屋と償却資産の区分

設備種類	設備分類	設備内容	家屋と設備の所有関係			
			自己所有		借家	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作	○床 ○壁 ○天井仕上 ○店舗造作工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	○設備一式		○		○
	予備電源設備	○蓄電池設備 ○自家発電設備（配線、配管含む）		○		○
	電力引込設備	○引込開閉器盤及び屋外の配線		○		○
	中央監視設備	○設備一式（配線、配管含む）		○		○
	動力配線設備	○特定の生産または業務用設備		○		○
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	○屋外設備一式 ○屋内設備一式		○		○
	LAN 設備	○設備一式		○		○
	電話設備	○電話機 ○交換機 ○配管 ○配線 ○端子盤		○		○
	放送設備	○マイク、スピーカー、アンプ等の機器 ○配管、配線		○		○
	電気時計設備	○親時計 ○子時計 ○器具類 ○端子盤 ○配管 ○配線		○		○
	監視カメラ (ITV) 設備	○モニター、カメラ、録画装置等の機器 ○配管 ○配線		○		○
	インターホン設備	○集合玄関機（H26.1.1 以前のもの） ○集合玄関機（H26.1.1 以降のもの） ○ドアホン ○配管 ○配線		○		○
	盗難非常通報装置	○通報装置 ○配線 ○配管	○			
	避雷設備	○設備一式	○			○
	火災報知設備	○設備一式	○			○
	ナースコール設備	○設備一式	○			○

次ページに続きます

前ページの続き

設備種類	設備分類	設備内容	家屋と設備の所有関係			
			自己所有		借家	
			家屋	償却	家屋	償却
給排水 衛生設備	給排水設備	○屋外設備 ○引込工事 ○特定の生産または業務用設備		○		○
		○配管 ○高架水槽 ○受水槽 ○ポンプ等	○			○
	給湯設備	○局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		○中央式給湯設備	○			○
	衛生設備	○設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	ガス設備	○屋外設備 ○引込工事 ○特定の生産または業務用設備		○		○
		○屋内の配管等	○			○
	消火設備	○消火器 ○避難器具 ○ホース・ノズル ○ガスボンベ等		○		○
		○消火栓設備 ○スプリンクラー設備等	○			○
空調設備	空調設備	○ルームエアコン（壁掛け型） ○特定の生産または業務用設備		○		○
		○上記以外の設備	○			○
	換気設備	○特定の生産または業務用設備		○		○
		○上記以外の設備	○			○
その他の 設備等	運搬設備	○工場用ベルトコンベア、垂直搬送機 ○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等		○		○
		○顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店、ホテル、百貨店等)、寮、病院、社員食堂等の厨房設備	○			○
	厨房設備	○上記以外の設備		○		○
		○冷凍、冷蔵倉庫における冷却装置 ○ろ過装置 ○POSシステム ○廣告塔 ○ネオンサイン ○文字看板 ○袖看板 ○簡易間仕切（衝立） ○機械式駐車場設備（ターンテーブル含む） ○駐輪設備 ○ごみ処理設備 ○メールボックス ○カーテン ○ブラインド ○ウッドデッキ等		○		○
	その他設備					

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。

※ 地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持ち分に応じて個々に申告するではなく、代表者を決めて申告してください。
- 償却資産を所有していない場合は、償却資産申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載し、提出をお願いします。

(2) リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際ににおける取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

(3) 提出していただく書類

2枚複写となっていますので、1枚目のみ提出してください。

なお、申告書の控えに受付印の押印を希望される場合は、①のみ2枚とも提出してください。

①償却資産申告書（償却資産課税台帳）

内容を確認のうえ、必要事項を記載してください。（記載例参照）

- 資産の増減がない場合でも申告は必要です。その場合は備考欄に「増減なし」と記載してください。
- 廃止・解散・休業等の事由がある場合や、前年中に住所・氏名等が変更された場合は、変更月日及び旧住所、旧氏名等を備考欄に記載してください。

②種類別明細書（増減資産用）

※ 令和8年度分申告から「種類別明細書（増加資産用・全資産用）」と「種類別明細書（減少資産用）」が統合され、「種類別明細書（増減資産用）」になりました。増加資産及び減少資産を同じ様式を使って記載することになります。

【増加資産】

課税年度の属する年の前年1月2日から課税年度の属する年の1月1日までの間に増加（新品取得、中古品取得、移動受け入れ）した資産を記載し、異動区分の欄は「1」としてください。

【減少資産】

課税年度の属する年の前年1月2日から課税年度の属する年の1月1日までの間に減少（売却、滅失、他へ移動）した資産を記載し、異動区分の欄は「2」としてください。

(4) 申告書の提出方法

①窓口持参の場合

三春町役場 1階 税務会計課の窓口

②郵送の場合

〒963-7796

福島県田村郡三春町字大町 1番地の2

三春町役場 税務会計課 課税グループ

③電子申告の場合

インターネットを利用した固定資産税（償却資産）の電子申告（eLTAX）による申告を受け付けています。

詳しい内容や手続き、操作方法等については、eLTAX ホームページ等でご確認ください。

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

電子メール ホームページの『お問い合わせフォーム』から入力

電話 0750-081459 上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019

受付時間 9時～17時（土・日、祝日、年末年始を除く）

(5) 申告期限 1月31日（休業日の場合はその翌営業日）

※ 申告期限前後は、例年窓口が混雑いたしますので、お早目（1月中旬ごろ）にご提出ください。

※ 郵送・eLTAXでの申告書のご提出をお勧めいたします。

※ 申告書控えの郵送を希望される場合は、返送先を明記した返信用封筒に返信切手を貼付のうえ、申告書に同封してください。

3 償却資産の評価と課税について

(1) 課税標準等

償却資産の価格は、固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して毎年評価します。（※）

※ 資産ごとの1月1日現在の評価額を定率法により算出し、課税標準の特例の適用を受ける資産の場合には該当する特例率を評価額に適用した額、特に特例を受けない資産の場合には評価額がそのまま課税標準額となります。

【評価額の算出】

評価額は資産の取得月に関わらず初年度は半年分の減価償却を行います。

評価額	
前年中取得資産	取得価額 × (1 - r / 2) = 取得価額 × ④
前年前取得資産	前年度評価額 × (1 - r) = 前年度評価額 × ⑤

※ r : 対尾用年数に応ずる定率法による減価率

※ ④及び⑤は減価残存率表（11ページ）の④欄、⑤欄

※ 上記により計算した額が取得価額の5%よりも小さい場合、その資産が事業の用に供されている限り、取得価額の5%の額を評価額とします。

(2) 評価額の算出例

例：パソコン：令和7年9月取得、取得価額「30万円」、耐用年数「4年」、減価残存率（11ページ）を基に算出した場合

評価額	
令和8年度	$300,000\text{円} \times 0.781 = 234,300\text{円}$
令和9年度	$234,300\text{円} \times 0.562 = 131,676\text{円}$
⋮	
令和12年度	$41,588\text{円} \times 0.562 = 23,372\text{円}$
令和13年度	$23,372\text{円} \times 0.562 = 13,135\text{円} < 15,000\text{円}$ ※評価額が取得価額の5% ($300,000\text{円} \times 0.05 = 15,000\text{円}$) より小さいので、以降は15,000円と評価されます。

(3) 税額の算出方法

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準額} \\ (1,000\text{円未満切り捨て}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{税率} \\ (100\text{分の}1.4) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{税額} \\ (100\text{円未満切り捨て}) \end{array}}$$

(4) 免税点

課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

(5) 納期

固定資産税の納期は5月、7月、12月、2月の年4回です。

(6) 非課税資産

国や地方自治体へ公用または公共のため無料で貸し付けている資産や認可保育所用資産、包括的支援事業用資産など、地方税法第348条各項に定めのある資産は非課税になります。

該当資産を所有されている方は、非課税内容に係る資料を添付のうえ「固定資産税非課税規程の適用申告書」を必ず提出してください。

申告がない場合、非課税資産の把握及び非課税適用が困難となります。

4 実地調査ご協力のお願い

申告内容に係る参考資料を求める場合や、地方税法第408条に定める償却資産の状況等の実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、資産申告漏れが判明した場合、修正申告をお願いすることができます。

5 過年度への遡及等について

(1) 過年度への遡及賦課

調査に伴う申告内容修正や申告漏れ等による賦課決定は、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度として、当該年度のほか資産を取得した翌年度まで遡及することとなります。

なお、過年度分が追加課税となった場合は、通常納期ではなく納期が1回となりますのでご注意ください。

(2) 申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合には、過料、罰金等が課されることあります。

6 国税等の主な違い

項目	地方税（固定資産税）	国税（所得税・法人税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度の決算日
減価償却の方法	一般資産は定率法	建物以外の一般資産は定率法と定額法の選択制度
前年中新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません（※）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます（税務署への届出書の写しを添付）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額1円
改良費の評価方法	区分して評価	合算して評価
少額の減価償却資産 (使用期間が1年末満または取得価額10万円未満の資産)	一時の損金または必要な経費に算入したものは課税対象外	一時の損金算入が可能または必要な経費に算入可能
一括償却資産 (取得価額20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金または必要な経費に算入したものは課税対象外	3年間で損金または必要な経費に算入可能
即時償却資産 (中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）が適用された取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります	取得価額に相当する金額を損金または必要な経費に算入可能

※ 平成19年度税制改正により、法人所得課税における減価償却制度の見直しが行われ、残存価額の廃止、250%定率法の導入、償却可能限度額の撤廃がなされました。固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格をふまえ、従来の評価方法が維持されていますので、ご注意ください。

【注意】圧縮記帳の制度は認められておりません。

国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（例）取得価額300万円（補助金200万円、自己負担額100万円）の場合

補助金	200万円	→ 固定資産税における取得価額
国税における取得価額 ←	自己負担額 100万円	(300万円)
(100万円)		

7 償却資産に関するQ&A

【申告が必要な償却資産】

Q アパートを経営しています。償却資産の申告は必要ですか。

A 申告が必要です。アパートの外構や外周のフェンス、駐車場のアスファルト舗装、屋外給排水設備、エアコンなどは償却資産の対象となります。

Q 農家ですが、償却資産の申告が必要ですか。

A 農業は事業に該当しますので申告が必要です。例として、田植え機や 稲刈り機といった自走式機械、ビニールハウスなどが挙げられます。

Q 福利厚生施設にある償却資産の申告は必要ですか。

A 申告が必要です。福利厚生施設にある庭園やエアコンなどは償却資産として課税の対象となります。

【小型特殊自動車について】

Q 小型フォークリフトを敷地内で使用予定ですが、償却資産の申告は必要ですか？

A 小型特殊自動車（最高速度 15 km/h 以下、長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.8m 以下）の課税客体となる車両は、軽自動車税が課税されますので、償却資産として申告の必要はありません。なお、農耕トラクタ（最高速度 35 km/h 未満、大きさ制限無し）などの小型特殊自動車（農耕作業用）も同様に軽自動車税が課税されますので、申告の必要はありません。

【リース資産について】

Q リース資産は、申告の対象となりますか？

A リース資産は、リース会社が納税義務者として申告しますが、単なるリースではなく、賃貸借期間の終了後に、借主に譲渡されるなど「所有権留保付割賦販売」とみられるものは 借主の方が申告することとなります。なお、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、当該リース資産の取得価額が 20 万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

【免税点未満となる場合の申告について】

Q わずかな償却資産しか持っていないので、課税されないと聞きました。それでも申告の必要がありますか。

A 儻却資産の免税点は 150 万円です。課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されませんが、課税されるかどうかは申告書をもとに課税標準額を算出して決定しますので、資産の多少にかかわらず申告をお願いします。

【償却資産を所有していない場合】

Q 該当資産がない場合でも申告が必要ですか。

A 該当資産がない場合でも申告書の提出は必要です。該当資産がない場合は、償却資産申告書の「20

該当資産なし」にチェックを入れて申告書を提出してください。（該当資産がない場合は、種類別明細書の作成は必要ありません）

【資産の増減がない場合】

- Q 前年と資産の増減がないのですが、申告の必要はありますか。
- A 申告が必要です。前年と資産の増減がない場合は、償却資産申告書「19 □ 資産に増減なし」にチェックを入れて申告書を提出してください。(増減なしの場合は、種類別明細書の作成は必要ありません)

【償却済みの資産について】

- Q 減価償却済みの償却資産の申告は必要ですか。
- A 申告が必要です。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は 取得価格×5%となっており ます。耐用年数を過ぎ減価償却が済んだ後の償却資産も事業に使用している限り申告が必要となります。

【未使用の償却資産について】

- Q 使っていない資産も申告は必要ですか。
- A 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象となります。そのため、 使用していない未稼働資産や遊休資産であっても申告をお願いします。

【修正申告】

- Q 申告内容に誤っている箇所がありました。どうすればよいですか。
- A 修正申告をお願いします。償却資産申告書及び種類別明細書の申告区分欄の「修正申告」にチェック を入れてください。

【事業を廃止した場合】

- Q 事業を廃業しました。償却資産の申告は必要ですか。
- A 申告が必要です。廃業された旨を申告書に記載してください。
- Q 年の途中で閉店（廃業）した場合、固定資産税（償却資産）はかかるなくなりますか。
- A 固定資産税は、土地や家屋と同様に償却資産についても、毎年1月1日現在（賦課期日）に所有して いる方に当該年分が課税されます。このため、年の途中で閉店（廃業）しても、その年の固定資産税は 全額納付が必要です。

【消費税の取り扱いについて】

- Q 「取得価額」とは、「消費税を含めた価額」ですか？
- A 法人税や所得税申告で「税込み経理」の場合は、消費税を含めてください。「税抜き経理」の場合は、 含めないでください。

8 減価残存率表

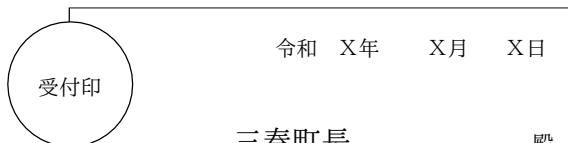
固定資産税における減価残存率表

『固定資産評価基準』別表15より

耐用年数	減価率 (r)	前年に取得した資産の減価残存率 (1 - r / 2)	前年以前に取得した資産の減価残存率 (1 - r)	耐用年数	減価率 (r)	前年に取得した資産の減価残存率 (1 - r / 2)	前年以前に取得した資産の減価残存率 (1 - r)
1	-	-	-	51	0.044	0.978	0.956
2	0.684	0.658	0.316	52	0.043	0.978	0.957
3	0.536	0.732	0.464	53	0.043	0.978	0.957
4	0.438	0.781	0.562	54	0.042	0.979	0.958
5	0.369	0.815	0.631	55	0.041	0.979	0.959
6	0.319	0.840	0.681	56	0.040	0.980	0.960
7	0.280	0.860	0.720	57	0.040	0.980	0.960
8	0.250	0.875	0.750	58	0.039	0.980	0.961
9	0.226	0.887	0.774	59	0.038	0.981	0.962
10	0.206	0.897	0.794	60	0.038	0.981	0.962
11	0.189	0.905	0.811	61	0.037	0.981	0.963
12	0.175	0.912	0.825	62	0.036	0.982	0.964
13	0.162	0.919	0.838	63	0.036	0.982	0.964
14	0.152	0.924	0.848	64	0.035	0.982	0.965
15	0.142	0.929	0.858	65	0.035	0.982	0.965
16	0.134	0.933	0.866	66	0.034	0.983	0.966
17	0.127	0.936	0.873	67	0.034	0.983	0.966
18	0.120	0.940	0.880	68	0.033	0.983	0.967
19	0.114	0.943	0.886	69	0.033	0.983	0.967
20	0.109	0.945	0.891	70	0.032	0.984	0.968
21	0.104	0.948	0.896	71	0.032	0.984	0.968
22	0.099	0.950	0.901	72	0.032	0.984	0.968
23	0.095	0.952	0.905	73	0.031	0.984	0.969
24	0.092	0.954	0.908	74	0.031	0.984	0.969
25	0.088	0.956	0.912	75	0.030	0.985	0.970
26	0.085	0.957	0.915	76	0.030	0.985	0.970
27	0.082	0.959	0.918	77	0.030	0.985	0.970
28	0.079	0.960	0.921	78	0.029	0.985	0.971
29	0.076	0.962	0.924	79	0.029	0.985	0.971
30	0.074	0.963	0.926	80	0.028	0.986	0.972
31	0.072	0.964	0.928	81	0.028	0.986	0.972
32	0.069	0.965	0.931	82	0.028	0.986	0.972
33	0.067	0.966	0.933	83	0.027	0.986	0.973
34	0.066	0.967	0.934	84	0.027	0.986	0.973
35	0.064	0.968	0.936	85	0.026	0.987	0.974
36	0.062	0.969	0.938	86	0.026	0.987	0.974
37	0.060	0.970	0.940	87	0.026	0.987	0.974
38	0.059	0.970	0.941	88	0.026	0.987	0.974
39	0.057	0.971	0.943	89	0.026	0.987	0.974
40	0.056	0.972	0.944	90	0.025	0.987	0.975
41	0.055	0.972	0.945	91	0.025	0.987	0.975
42	0.053	0.973	0.947	92	0.025	0.987	0.975
43	0.052	0.974	0.948	93	0.025	0.987	0.975
44	0.051	0.974	0.949	94	0.024	0.988	0.976
45	0.050	0.975	0.950	95	0.024	0.988	0.976
46	0.049	0.975	0.951	96	0.024	0.988	0.976
47	0.048	0.976	0.952	97	0.023	0.988	0.977
48	0.047	0.977	0.953	98	0.023	0.988	0.977
49	0.046	0.977	0.954	99	0.023	0.988	0.977
50	0.045	0.977	0.955	100	0.023	0.988	0.977

申告書の記載例

太枠で囲んだ各項目(1~22)を記入してください。



令和X年 X月 X日

令和X年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

三春町長 殿

所 有 者 者	1 フリガナ	フクシマケンタムラグンミハルマチアザオオマチ												5 個人番号又は法人番号	1234567890123		10 短縮耐用年数の承認	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	住 所	963-7796 福島県田村郡三春町字大町○○番地												事業種目	卸売業		11 増加償却の届出	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	[納税通知書送付先]													6 資本金又は出資金の額	2,450,000円		12 非課税該当資産	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	電話番号	0247-〇〇-〇〇〇〇												7 事業開始年月	令和7年11月		13 課税標準の特例	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
2 フリガナ	フクシマケンタムラグンミハルマチアザオオマチ												8 この申告に応答する者の係及び氏名	三春 花子		14 特別償却又は圧縮記帳	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公簿上の住所 又は所在地	963-7796 福島県田村郡三春町字大町○○番地												9 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。		15 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="checkbox"/> 定率法・ <input type="checkbox"/> 定額法		
3 フリガナ	カブシキガイシャ ニホン タロウ												電話番号			16 青色申告	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
氏名 〔法人にあってはその名称及び代表者の氏名〕	株式会社 三春商事 (代表者) 三春 太郎																		
屋号																			
4 公簿上の生年月日 又は設立年月日	令和7年10月1日																		

資産の種類	取 得 価 額												額
	前年前に取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1 構築物									4,800	000			
2 機械及び装置													
3 船舶													
4 航空機	「前年前に取得したもの(イ)には、前年度の償却資産申告書の「計(二)」欄の額を記載してください。」												
5 車両及び運搬具	「前年中に減少したもの(ロ)」「前年に取得したもの(ハ)」には種類別明細書に記入した、減少資産、増加資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。「計(二)」には算式により算出した額を記入してください。												
6 工具、器具及び備品									1,400	000			
7 合計									6,200	000			

資産の種類	※評価額(ホ)				※決定価格(ハ)				※課税標準額(ト)				数量
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1 構築物													
2 機械及び装置													
3 船舶													
4 航空機													
5 車両及び運搬具													
6 工具、器具及び備品													
7 合計													

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

帳票識別コード	0001	
申告区分	<input checked="" type="checkbox"/> 当初申告	□修正申告
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理	<input type="checkbox"/> 電算処理
申告書等送付番号		
いずれかにチェックを入れてください。		

17 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 福島県田村郡三春町字大町○○番地 自己所有家屋
借家

本町における事業所の所在地を記入し、自己所有または借家のいずれかにチェックを入れてください。
事業所の所在地が「か所だけでその所在地が「1. 住所(納税通知書送付先)と同じ場合は本欄の記載は不要です。」

② 自己所有家屋
借家

③ 自己所有家屋
借家

18 借用資産

□有 無

借用資産の有無についていずれかにチェックを入れてください。
借用資産がある場合は貸主の名称を記載してください。

19 □ 資産に増減なし ← 所有資産に増減がない場合はチェックを入れてください。

20 □ 該当資産なし ← 所有資産がない場合はチェックを入れてください。

21 □ 転出・廃業・解散・その他 (年 月 日)

22 備考(添付書類等)

転出や廃業、解散等により三春町内に事業所や資産を有しなくなった場合にいずれかチェックを入れてください。

以下に該当する場合は備考欄に記入してください。

「短縮耐用年数承認書の写し」「増加償却資産の届出書の写し」等、添付した書類の名称
償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度
前年中に所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名または旧名称
納税管理人を定めている場合は、その者の住所及び氏名

所有者名		1枚のうち
株式会社 三春商事		1枚 目

令和X年度
種類別明細書（増減資産用）

帳票識別コード	0003
申告区分	<input checked="" type="checkbox"/> 当初申告 <input type="checkbox"/> 修正申告
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理
申告書等送付番号	

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3)			元日取得 (注4)	取得価額 (注5)	耐用年数	申告年度	増減事由 (注6)	備考 (注5)
						年号	年	月						
01	1	1		ジムショナイソウコウジ	1	5	07	04		1,200,000	10		1	
02	1	1		チュウシヤジョウアスフルトホソウ	1	5	07	05		3,600,000	10		1	
03	1	6		テレビ	1	5	07	05		500,000	5		1	
04	1	6		パソコン（ソクジショウキヤク）	1	5	07	11		280,000	4		1	即時償却
05	1	6		オウセツセット	1	5	07	11		180,000	8		1	
06	1	6		エアコン	1	5	08	01	1	440,000	6		1	
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

小計 6,200,000

- 注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意4 「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。
- 注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
- 注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 減失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。